

シ ー ス  
**Seeds** 会則 (案)

第 1 章 総 則

(名称及び所在地)

第 1 条 この会は、<sup>シ ー ス</sup>**Seeds** (以下「会」という) と称し、  
事務局を山口県柳井市日積 2 7 1 6 (西本利治自宅) に置く。

(目 的)

第 2 条 会は、都市農山村交流と自然環境保全活動を通して地域の活性化と子どもたちの健全育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 会は、前条の目的を達成するため、次の取り組みを行う。

- (1) 日積の自然や農山村地域としての特性を最大限活かした地域住民活動と地域内外の交流を盛んにし、「ふれあいどころ 4 3 7」の発展に資する活動と提言、並びに地域の発展に貢献のための行政への提言を行う。
- (2) 日積里山再生事業「お山の学校」等の維持整備を推進し、子どもたちの健全育成に寄与する活動を展開する。
- (3) 地域住民の生活や生涯学習、地域産業の振興に寄与するため、柳井ふれあい森の会と協働して、地域の自然環境や住環境の整備に資する活動を行う。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 4 条 会は、会の目的に賛同する会員をもって組織する。

(会員の権利)

第 5 条 会員は次の権利を持つ。

- (1) 会の諸会議に出席し報告を受け、討議及び決議に加わる権利。
- (2) 会計簿及び関係書類を閲覧する権利。

(会員の義務)

第 6 条 会員は次の義務を持つ。

- (1) 会の決定に従う義務。
- (2) 会の要請する調査や役割を励行する義務。

(会員の欠格・脱退)

第 7 条 会員は、死亡、除名、脱退によりその資格を失う。  
2 会員は、あらかじめ会長に通知した上で会長の承諾を得て、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

### 第3章 会費

#### (会費)

第8条 会の会費は、年額4,000円とする。

### 第4章 組織

#### (役員)

第9条 会に、次の役員をおく。

会長	1名
部長	4名
事務局	1名
監事	2名

#### (役員の仕事)

第10条 会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総括する。
- (2) 部長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。
- (3) 事務局は会の事務局を運営する。
- (4) 監事は、会の会計を監査する。

#### (役員の任期)

第11条 役員の任期は2カ年とし、再任は妨げない。ただし、後任者が決定するまでは前任者がその任を負う。

#### (役員の選出)

第12条 役員は、役員会が推薦し、総会の承認を経て選出する。

#### (顧問)

第13条 役員会の了解を得て、会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、その役割は次のとおりとする。

- (1) 顧問は、会の方針及び運営について助言し、会の活動を援助する。
- (2) 顧問は、会員の研修に寄与する指導・助言を行う。

#### (委嘱の終了)

第14条 顧問の委嘱の終了は、役員会の賛同を得て、会長が通告する。

### 第5章 機関

#### (会議)

第15条 会の会議は、総会及び役員会とし、いずれも会長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(総会)

第16条 総会は、会員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画並びに事業報告
- (2) 予算並びに決算
- (3) 事業の見直し
- (4) 会則の制定並びに改廃
- (5) 役員の承認
- (6) 役員会の開催日程
- (7) その他特に必要な事項

(総会の種類)

第17条 総会は定期総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、年度当初必ず開催する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の4分の1以上の要求があったとき、開催する。

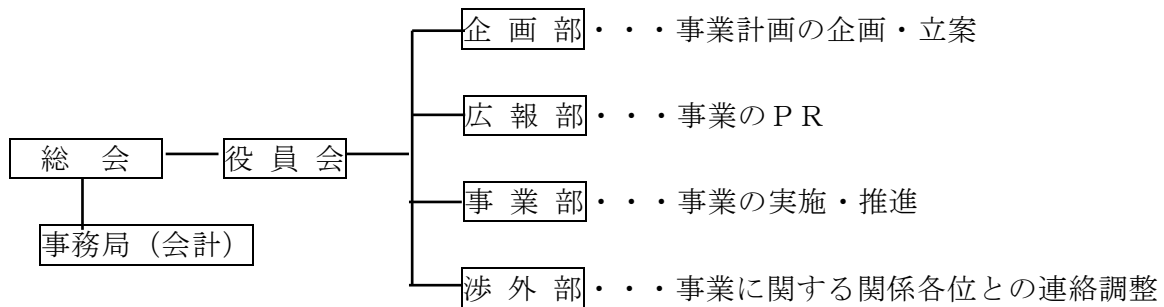
(役員会)

第18条 役員会は、会長、部長及び事務局長をもって構成し、総会の決議に従い、会の事業運営に関する諸方針を決定する。

(部会)

第19条 会は必要に応じ、部会を設けることができる。

- 2 部会組織は、以下のような位置づけとする。



第6章 会計

第20条 会の経費は、会費、支援（補助）金、寄付金、およびその他雑収入をもってあてる。

- 2 会費は毎年4月に納入するものとする。納入した会費は一切返還しない。
- 3 会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

## 第7章 その他

(委任事項)

第21条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会において別に定める。

(事務局)

第22条 事務局の職務は、当分の間、会長が代行する。

変更1 第1条 事務局は「日積ふれあいセンター（仮称）」が設立されるまで、柳井市日積中山の宮本商店内（TEL 0820-28-0205）に置く。  
（平成15年3月31日付）

変更2 第1条 会の名称は『<sup>シース</sup>Seeds（日積の活性化を考える会）』を改め、『<sup>シース</sup>Seeds』とする。（平成17年3月31日付）

変更3 「日積ふれあいセンター（仮称）」に替わる施設「ふれあいどころ437」が平成25年度に設立されたことから、会の設立当初考えていた理事会組織に関する条項をすべて削除し、現状に見合う会則とするため、全面的に改訂。  
（令和3年9月12日付）